

# 足立区職員措置請求監査結果

(介護保険事業者に対する保険事業費及び生活扶助費の支出に関する件)

平成 3 1 年 4 月

足立区監査委員

請求人の記載は、個人情報保護により区内在住者としています。

## 第1 請求の受付

### 1 請求人

区内在住者

### 2 請求書の提出

平成31年2月12日

### 3 請求の要件審査

本請求については、地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法」という。)第242条の所定の要件を具備しているものと認め、平成31年2月25日に受理の決定を行った。

### 4 請求の内容

請求人が提出した「措置請求書」(別紙)による請求の要旨及び措置請求は、次のとおりである。

#### (1) 請求の要旨

ア 平成28年5月頃、足立区は、株式会社住まいる足立が開設した住まいる足立ケアサービス(訪問介護)(以下「訪問介護事業所」という。)に対して実施指導を行い、訪問介護事業所開設から平成28年2月までの訪問介護計画書及びサービス提供記録を一切作成していないことを確認している。このことから足立区が訪問介護事業所に支出した保険事業費及び生活扶助費は、訪問介護事業所が保険請求する法律的原因はなく不正請求にあたる。当該訪問介護事業所は、指定取消対象である。

イ 株式会社住まいる足立が開設した住まいる足立ケアサービス(居宅介護支援)(以下「居宅介護事業所」という。)の開設時の管理者は、開設予定もなく、勤務実態もないことから、虚偽による指定申請であり、居宅介護事業所は、指定取消対象である。

ウ 住民監査請求期限の1年要件については、知るよしもない。

#### (2) 措置請求

ア 足立区が訪問介護事業所に支出した訪問介護事業所開設から平成28年2月までの保険事業費及び生活扶助費の返還を求める。

イ 訪問介護事業所が廃止又は取消を受けていない場合は、訪問介護事業所のサービス費支給停止の仮処分を求める。

ウ 足立区が居宅介護事業所に支出した居宅介護事業所開設から全額の保険事業費及び生活扶助費の返還を求める。

エ 居宅介護事業所が廃止又は取消を受けていない場合は、居宅介護事

業所のサービス費支給停止の仮処分を求める。

## 第2 監査の実施

### 1 監査対象事項

請求の内容から判断して、「介護保険事業者に対する保険事業費及び生活扶助費の支出」を監査対象とした。

### 2 監査対象部局

福祉部介護保険課、足立福祉事務所中部第二福祉課、千住福祉課を監査対象とした。

### 3 請求人の証拠の提出及び陳述

法第242条第6項の規定に基づく陳述については、平成31年2月26日に請求人から行わない旨の回答があったことから実施しなかった。また、請求人から新たな証拠の提出はなかった。

## 第3 監査の結果

本件請求については、合議により次のように決定した。

本件請求のうち、「第1請求の受付 4請求の内容 (2) 措置請求」の  
ア、ウ及びエについては、地方自治法第242条第1項に基づく住民監査請求の要件を満たしていないものとして却下とする。

イについては、理由がないため棄却とする。

以下、事実関係の確認、監査対象部局の説明及び判断理由について述べる。

### 1 事実関係の確認

足立区においては、介護保険法（平成9年法律第123号）に基づき、保険者として介護保険制度の事務、また、生活保護法（昭和25年法律第144号）に基づき、実施機関として生活保護制度の事務を行っている。

#### (1) 介護保険課の事務

介護保険課では、介護保険法に規定する要支援者が住み慣れた地域で尊厳を保持し、その能力に応じて自立した生活ができるよう、法に基づく給付を行うために必要な事項を定め、もって区民福祉の向上を図ることを目的として事務を実施している。

介護保険法等の主な内容は次のとおりである。

#### ア 保険者（介護保険法第3条）

市町村及び特別区は、この法律の定めるところにより、介護保険を行

うものとする。

イ 定義（介護保険法第7条）

第1項から第2項（略）

3 この法律において「要介護者」とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。

- 一 要介護状態にある65歳以上の者
- 二 要介護状態にある40歳以上65歳未満の者であつて、その要介護状態の原因である身体上又は精神上的の障害が加齢に伴つて生ずる心身の変化に起因する疾病であつて政令で定めるもの（以下「特定疾病」という。）によって生じたものであるもの

4 この法律において「要支援者」とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。

- 一 要支援状態にある65歳以上の者
- 二 要支援状態にある40歳以上65歳未満の者であつて、その要支援状態の原因である身体上又は精神上的の障害が特定疾病によって生じたものであるもの

第5項から第9項（略）

ウ 訪問介護事業

「第1請求の受付 4請求の内容（1）請求の要旨 ア」でいう「訪問介護事業」とは、居宅サービスを行う事業をいう。

（介護保険法第8条）

この法律において「居宅サービス」とは、訪問介護、訪問入浴介護、訪問看護、訪問リハビリテーション、居宅療養管理指導、通所介護、通所リハビリテーション、短期入所生活介護、短期入所療養介護、特定施設入居者生活介護、福祉用具貸与及び特定福祉用具販売をいい、「居宅サービス事業」とは、居宅サービスを行う事業をいう。

2 この法律において「訪問介護」とは、要介護者であつて、居宅（老人福祉法（昭和38年法律第133号）第20条の6に規定する軽費老人ホーム、同法第29条第1項に規定する有料老人ホーム（第11項及び第21項において「有料老人ホーム」という。）その他の厚生労働省令で定める施設における居室を含む。以下同じ。）において介護を受けるもの（以下「居宅要介護者」という。）について、その者の居宅において介護福祉士その他政令で定める者により行われる入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話であつて、厚生労働省令で定めるもの（定期巡回・随時対応型訪問介護看護（第15項第2号に掲げるものに限る。）又は夜間対応型訪問介護に該当するものを除く。）をいう。

第3項から第29項（略）

## エ 指定居宅サービス事業者

東京都が指定する居宅サービス事業者を指定居宅サービス事業者という。

居宅介護サービス費の支給（介護保険法第41条）

市町村は、要介護認定を受けた被保険者（以下「要介護被保険者」という。）のうち居宅において介護を受けるもの（以下「居宅要介護被保険者」という。）が、都道府県知事が指定する者（以下「指定居宅サービス事業者」という。）から当該指定に係る居宅サービス事業を行う事業所により行われる居宅サービス（以下「指定居宅サービス」という。）を受けたときは、当該居宅要介護被保険者に対し、当該指定居宅サービスに要した費用（特定福祉用具の購入に要した費用を除き、通所介護、通所リハビリテーション、短期入所生活介護、短期入所療養介護及び特定施設入居者生活介護に要した費用については、食事の提供に要する費用、滞在に要する費用その他の日常生活に要する費用として厚生労働省令で定める費用を除く。以下この条において同じ。）について、居宅介護サービス費を支給する。ただし、当該居宅要介護被保険者が、第37条第1項の規定による指定を受けている場合において、当該指定に係る種類以外の居宅サービスを受けたときは、この限りでない。

第2項から第5項（略）

6 居宅要介護被保険者が指定居宅サービス事業者から指定居宅サービスを受けたとき（当該居宅要介護被保険者が第46条第4項の規定により指定居宅介護支援を受けることにつきあらかじめ市町村に届け出ている場合であって、当該指定居宅サービスが当該指定居宅介護支援の対象となっている場合その他の厚生労働省令で定める場合に限る。）は、市町村は、当該居宅要介護被保険者が当該指定居宅サービス事業者を支払うべき当該指定居宅サービスに要した費用について、居宅介護サービス費として当該居宅要介護被保険者に対し支給すべき額の限度において、当該居宅要介護被保険者に代わり、当該指定居宅サービス事業者を支払うことができる。

第7項から第8項（略）

9 市町村は、指定居宅サービス事業者から居宅介護サービス費の請求があったときは、第4項各号の厚生労働大臣が定める基準及び第74条第2項に規定する指定居宅サービスの事業の設備及び運営に関する基準（指定居宅サービスの取扱いに関する部分に限る。）に照らして審査した上、支払うものとする。

10 市町村は、前項の規定による審査及び支払に関する事務を連合会に委託することができる。

第11項から第12項（略）

オ 指定居宅サービス事業者の指定

指定居宅サービス事業者の指定（介護保険法第70条）

第41条第1項本文の指定は、厚生労働省令で定めるところにより、居宅サービス事業を行う者の申請により、居宅サービスの種類及び当該居宅サービスの種類に係る居宅サービス事業を行う事業所（以下この節において単に「事業所」という。）ごとに行う。

2 都道府県知事は、前項の申請があった場合において、次の各号（病院等により行われる居宅療養管理指導又は病院若しくは診療所により行われる訪問看護、訪問リハビリテーション、通所リハビリテーション若しくは短期入所療養介護に係る指定の申請にあつては、第6号の2、第6号の3、第10号の2及び第12号を除く。）のいずれかに該当するときは、第41条第1項本文の指定をしてはならない。

第1号から第12号（略）

第3項から第11項（略）

カ 指定居宅サービス事業者の取消

指定取消し等（介護保険法第77条）

都道府県知事は、次の各号のいずれかに該当する場合においては、当該指定居宅サービス事業者に係る第41条第1項本文の指定を取り消し、又は期間を定めてその指定の全部若しくは一部の効力を停止することができる。

第1号から第13号（略）

第2項（略）

キ 居宅介護事業

「第1請求の受付 4 請求の内容 （1）請求の要旨 イ」でいう「居宅介護事業」とは、居宅介護支援を行う事業をいう。

（介護保険法第8条）

第1項から23項（略）

24 この法律において「居宅介護支援」とは、居宅要介護者が第41条第1項に規定する指定居宅サービス又は特例居宅介護サービス費に係る居宅サービス若しくはこれに相当するサービス、第42条の2第1項に規定する指定地域密着型サービス又は特例地域密着型介護サービス費に係る地域密着型サービス若しくはこれに相当するサービス及びその他の居宅において日常生活を営むために必要な保健医療サービス又は福祉サービス（以下この項において「指定居宅サービス等」という。）の適切な利用等を行うことができるよう、当該

居宅要介護者の依頼を受けて、その心身の状況、その置かれている環境、当該居宅要介護者及びその家族の希望等を勘案し、利用する指定居宅サービス等の種類及び内容、これを担当する者その他厚生労働省令で定める事項を定めた計画（以下この項、第115条の45第2項第3号及び別表において「居宅サービス計画」という。）を作成するとともに、当該居宅サービス計画に基づく指定居宅サービス等の提供が確保されるよう、第41条第1項に規定する指定居宅サービス事業者、第42条の2第1項に規定する指定地域密着型サービス事業者その他の者との連絡調整その他の便宜の提供を行い、並びに当該居宅要介護者が地域密着型介護老人福祉施設又は介護保険施設への入所を要する場合にあっては、地域密着型介護老人福祉施設又は介護保険施設への紹介その他の便宜の提供を行うことをいい、「居宅介護支援事業」とは、居宅介護支援を行う事業をいう。

ク 指定居宅介護支援事業者

足立区が指定する居宅介護支援事業者を指定居宅介護支援事業者という。

居宅介護サービス計画費の支給（介護保険法第46条）

市町村は、居宅要介護被保険者が、当該市町村の長又は他の市町村の長が指定する者（以下「指定居宅介護支援事業者」という。）から当該指定に係る居宅介護支援事業を行う事業所により行われる居宅介護支援（以下「指定居宅介護支援」という。）を受けたときは、当該居宅要介護被保険者に対し、当該指定居宅介護支援に要した費用について、居宅介護サービス計画費を支給する。

第2項から第3項（略）

4 居宅要介護被保険者が指定居宅介護支援事業者から指定居宅介護支援を受けたとき（当該居宅要介護被保険者が、厚生労働省令で定めるところにより、当該指定居宅介護支援を受けることにつきあらかじめ市町村に届け出ている場合に限る。）は、市町村は、当該居宅要介護被保険者が当該指定居宅介護支援事業者に支払うべき当該指定居宅介護支援に要した費用について、居宅介護サービス計画費として当該居宅要介護被保険者に対し支給すべき額の限度において、当該居宅要介護被保険者に代わり、当該指定居宅介護支援事業者を支払うことができる。

第5項（略）

6 市町村は、指定居宅介護支援事業者から居宅介護サービス計画費の請求があったときは、第2項の厚生労働大臣が定める基準及び第81条第2項に規定する指定居宅介護支援の事業の運営に関する

基準（指定居宅介護支援の取扱いに関する部分に限る。）に照らして審査した上、支払うものとする。

7 第41条第2項、第3項、第10項及び第11項の規定は、居宅介護サービス計画費の支給について、同条第8項の規定は、指定居宅介護支援事業者について準用する。この場合において、これらの規定に関し必要な技術的読替えは、政令で定める。

8 前各項に規定するもののほか、居宅介護サービス計画費の支給及び指定居宅介護支援事業者の居宅介護サービス計画費の請求に関して必要な事項は、厚生労働省令で定める。

ケ 指定居宅介護支援事業者の指定

指定居宅介護支援事業者の指定（介護保険法第79条）

第46条第1項の指定は、厚生労働省令で定めるところにより、居宅介護支援事業を行う者の申請により、居宅介護支援事業を行う事業所（以下この節において単に「事業所」という。）ごとに行う。

2 市町村長は、前項の申請があった場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、第46条第1項の指定をしてはならない。

第1号から第9号（略）

第3項（略）

コ 指定居宅介護支援事業者の指定の届出

指定居宅介護支援事業者に係る指定の申請等（介護保険法施行規則第132条）

法第79条第1項の規定により指定居宅介護支援事業者の指定を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書又は書類を、当該指定の申請に係る事業所の所在地の市町村長に提出しなければならない。

第1号から第14号（略）

第2項から第3項（略）

サ 指定居宅介護支援事業者の取消

指定の取消し等（介護保険法第84条）

市町村長は、次の各号のいずれかに該当する場合においては、当該指定居宅介護支援事業者に係る第46条第1項の指定を取り消し、又は期間を定めてその指定の全部若しくは一部の効力を停止することができる。

第1号から第12号（略）

第2項（略）

シ 保険給付の種類（介護保険法第18条）

この法律による保険給付は、次に掲げる保険給付とする。

- 一 被保険者の要介護状態に関する保険給付（以下「介護給付」という。）
- 二 被保険者の要支援状態に関する保険給付（以下「予防給付」という。）

ス 介護給付の種類（介護保険法第40条）

介護給付は、次に掲げる保険給付とする。

- 一 居宅介護サービス費の支給
- 二 特例居宅介護サービス費の支給
- 三 地域密着型介護サービス費の支給
- 四 特例地域密着型介護サービス費の支給
- 五 居宅介護福祉用具購入費の支給
- 六 居宅介護住宅改修費の支給
- 七 居宅介護サービス計画費の支給
- 八 特例居宅介護サービス計画費の支給
- 九 施設介護サービス費の支給
- 十 特例施設介護サービス費の支給
- 十一 高額介護サービス費の支給
- 十一の二 高額医療合算介護サービス費の支給
- 十二 特定入所者介護サービス費の支給
- 十三 特例特定入所者介護サービス費の支給

セ 予防給付の種類（介護保険法第52条）

予防給付は、次に掲げる保険給付とする。

- 一 介護予防サービス費の支給
- 二 特例介護予防サービス費の支給
- 三 地域密着型介護予防サービス費の支給
- 四 特例地域密着型介護予防サービス費の支給
- 五 介護予防福祉用具購入費の支給
- 六 介護予防住宅改修費の支給
- 七 介護予防サービス計画費の支給
- 八 特例介護予防サービス計画費の支給
- 九 高額介護予防サービス費の支給
- 九の二 高額医療合算介護予防サービス費の支給
- 十 特定入所者介護予防サービス費の支給
- 十一 特例特定入所者介護予防サービス費の支給

(2) 足立区介護保険条例

足立区介護保険条例（平成12年条例第38号）の主な内容は次のとおりである。

ア 目的（第1条）

この条例は、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第7条第3項に規定する要介護者及び同条第4項に規定する要支援者が、住み慣れた地域で尊厳を保持し、その能力に応じて自立した生活ができるよう、法に基づく給付を行うために必要な事項を定め、もって区民福祉の向上を図ることを目的とする。

イ 保険給付の種類（第5条）

区は、法第18条第1号及び第2号に規定する次の各号に掲げる保険給付を行う。

- (1) 被保険者の要介護状態に関する保険給付（以下「介護給付」という。）
- (2) 被保険者の要支援状態に関する保険給付（以下「予防給付」という。）

ウ 介護給付の種類（第6条）

区は、法第40条に規定する次の各号に掲げる介護給付を行う。

- (1) 居宅介護サービス費の支給
- (2) 特例居宅介護サービス費の支給
- (3) 地域密着型介護サービス費の支給
- (4) 特例地域密着型介護サービス費の支給
- (5) 居宅介護福祉用具購入費の支給
- (6) 居宅介護住宅改修費の支給
- (7) 居宅介護サービス計画費の支給
- (8) 特例居宅介護サービス計画費の支給
- (9) 施設介護サービス費の支給
- (10) 特例施設介護サービス費の支給
- (11) 高額介護サービス費の支給
- (12) 高額医療合算介護サービス費の支給
- (13) 特定入所者介護サービス費の支給
- (14) 特例特定入所者介護サービス費の支給

エ 予防給付の種類（第7条）

区は、法第52条に規定する次の各号に掲げる予防給付を行う。

- (1) 介護予防サービス費の支給
- (2) 特例介護予防サービス費の支給
- (3) 地域密着型介護予防サービス費の支給
- (4) 特例地域密着型介護予防サービス費の支給
- (5) 介護予防福祉用具購入費の支給
- (6) 介護予防住宅改修費の支給

- (7) 介護予防サービス計画費の支給
  - (8) 特例介護予防サービス計画費の支給
  - (9) 高額介護予防サービス費の支給
  - (10) 高額医療合算介護予防サービス費の支給
  - (11) 特定入所者介護予防サービス費の支給
  - (12) 特例特定入所者介護予防サービス費の支給
- (3) 事業者等に対する実地指導

介護サービス事業者等が行う対象サービスの質の確保及び保険給付の適正化を図り、もって利用者の自立支援及び尊厳の保持並びに介護サービス事業者等の支援に資するため、介護保険法に基づき実地指導を行う。文書の提出等（介護保険法第23条）

市町村は、保険給付に関して必要があると認めるときは、当該保険給付を受ける者若しくは当該保険給付に係る居宅サービス等（居宅サービス（これに相当するサービスを含む。）、地域密着型サービス（これに相当するサービスを含む。）、居宅介護支援（これに相当するサービスを含む。）、施設サービス、介護予防サービス（これに相当するサービスを含む。）、地域密着型介護予防サービス（これに相当するサービスを含む。）若しくは介護予防支援（これに相当するサービスを含む。）をいう。以下同じ。）を担当する者若しくは保険給付に係る第45条第1項に規定する住宅改修を行う者又はこれらの者であった者（第24条の2第1項第1号において「照会等対象者」という。）に対し、文書その他の物件の提出若しくは提示を求め、若しくは依頼し、又は当該職員に質問若しくは照会をさせることができる。

報告等（介護保険法第76条）

都道府県知事又は市町村長は、居宅介護サービス費の支給に関して必要があると認めるときは、指定居宅サービス事業者若しくは指定居宅サービス事業者であった者若しくは当該指定に係る事業所の従業者であった者（以下この項において「指定居宅サービス事業者であった者等」という。）に対し、報告若しくは帳簿書類の提出若しくは提示を命じ、指定居宅サービス事業者若しくは当該指定に係る事業所の従業者若しくは指定居宅サービス事業者であった者等に対し出頭を求め、又は当該職員に関係者に対して質問させ、若しくは当該指定居宅サービス事業者の当該指定に係る事業所、事務所その他指定居宅サービスの事業に係るのある場所に立ち入り、その設備若しくは帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

第2項（略）

- (4) 保険給付の委託

保険給付の審査及び支払の事務は、国民健康保険団体連合会（以下「連合会」という。）と委託契約を行う。

ア 連合会が行う業務

連合会の業務（介護保険法第176条）

連合会は、国民健康保険法の規定による業務のほか、次に掲げる業務を行う。

1 第41条第10項（第42条の2第9項、第46条第7項、第48条第7項、第51条の3第8項、第53条第7項、第54条の2第9項、第58条第7項及び第61条の3第8項において準用する場合を含む。）の規定により市町村から委託を受けて行う居宅介護サービス費、地域密着型介護サービス費、居宅介護サービス計画費、施設介護サービス費、特定入所者介護サービス費、介護予防サービス費、地域密着型介護予防サービス費、介護予防サービス計画費及び特定入所者介護予防サービス費の請求に関する審査及び支払

第2号から第3号（略）

第2項（略）

イ 東京都国民健康保険団体連合会との委託契約

足立区と東京都国民健康保険団体連合会との委託契約については次のとおりである。

介護給付費の審査支払及び保険者事務共同処理の事務に関する委託契約書

介護保険法（平成9年法律第123号）第176条第1項第1号に規定する居宅介護サービス費、地域密着型介護サービス費、居宅介護サービス計画費、施設介護サービス費、特定入所者介護サービス費、介護予防サービス費、地域密着型介護予防サービス費、介護予防サービス計画費及び特定入所者介護予防サービス費（以下「介護給付費」という。）の請求に関する審査及び支払（以下「支払審査」という。）並びに同条同項第2号及び同条第2項第3号に規定する介護予防・日常生活支援総合事業の実施に必要な費用（以下「総合事業費」という。）の支払決定に係る審査支払並びに同条第2項第4号の規定に基づく保険者事務（同項第1項に規定する第三者に対する損害賠償金の徴収又は収納の事務（以下「第三者行為求償管理処理」という。）を含む）共同処理（以下「共同処理」という。）に関する事務の委託について足立区と東京都国民健康保険団体連合会との間に契約を締結する。

(5) 足立福祉事務所の業務

足立福祉事務所では、生活保護法に基づく個別的援護事務及び区長が必要と認めた個別的援護事務を行っている。

生活保護法の主な内容は次のとおりである。

ア この法の目的（第1条）

この法律は、日本国憲法第25条に規定する理念に基き、国が生活に困窮するすべての国民に対し、その困窮の程度に応じ、必要な保護を行い、その最低限度の生活を保障するとともに、その自立を助長することを目的とする。

イ 申請保護の原則（第7条）

保護は、要保護者、その扶養義務者又はその他の同居の親族の申請に基いて開始するものとする。但し、要保護者が急迫した状況にあるときは、保護の申請がなくても、必要な保護を行うことができる。

ウ 保護の種類（第11条第1項）

保護の種類は、次のとおりとする。

- 一 生活扶助
- 二 教育扶助
- 三 住宅扶助
- 四 医療扶助
- 五 介護扶助
- 六 出産扶助
- 七 生業扶助
- 八 葬祭扶助

2 前項各号の扶助は、要保護者の必要に応じ、単給又は併給として行われる。

エ 生活扶助（第12条）

生活扶助は、困窮のため最低限度の生活を維持することのできない者に対して、左に掲げる事項の範囲内において行われる。

- 一 衣食その他日常生活の需要を満たすために必要なもの
- 二 移送

オ 実施機関（第19条）

都道府県知事、市長及び社会福祉法（昭和26年法律第45号）に規定する福祉に関する事務所（以下「福祉事務所」という。）を管理する町村長は、次に掲げる者に対して、この法律の定めるところにより、保護を決定し、かつ、実施しなければならない。

第1号から第2号（略）

第2項から第7項（略）

カ 生活扶助の方法（第31条）

生活扶助は、金銭給付によって行うものとする。但し、これによることができないとき、これによることが適当でないとき、その他保護の目

的を達するために必要があるときは、現物給付によって行うことができる。

2 生活扶助のための保護金品は、1月分以内を限度として前渡するものとする。但し、これによりがたいときは、1月分をこえて前渡することができる。

3 居宅において生活扶助を行う場合の保護金品は、世帯単位に計算し、世帯主又はこれに準ずる者に対して交付するものとする。但し、これによりがたいときは、被保護者に対して個々に交付することができる。

第4項から第5項（略）

(6) 足立区情報公開条例

足立区情報公開条例（平成26年3月28日条例第2号）の主な内容は次のとおりである。

ア 区政情報の開示を請求できるもの（第6条）

何人も、実施機関に対して区政情報の開示を請求することができる。

イ 区政情報の開示の請求方法（第7条）

区政情報の開示を請求しようとするものは、実施機関に対して、次の各号に掲げる事項を記載した請求書（以下「開示請求書」）を提出しなければならない。

(1) 氏名又は名称及び住所又は事務所若しくは事業所の所在地並びに法人その他の団体にあつてはその代表者の氏名

(2) 開示を請求しようとする区政情報名又は区政情報を特定するために必要な事項

(3) 前2号に掲げるもののほか、実施機関が別に定める事項

(7) 本件請求に関連する事実経過は次のとおりである。

ア 読み替え

請求人がいう保険事業費は、「第3監査の結果 2 監査対象部局の説明(1)」により「介護保険サービスの費用額から本人負担額を差し引いた保険給付費」（以下「保険給付費」という。）と適宜読み替える。また、住まいる足立ケアサービスという訪問介護事業所は、「同(2)」により「住まいる足立ケアステーション」と読み替える。さらに、「実施指導」は、「同(5)」により「実地指導」と読み替える。

イ 保険給付費の支出

(ア) 訪問介護事業所に対する開設時から平成28年2月までの支出日

平成27年 6月分 平成27年 8月20日

平成27年 7月分 平成27年 9月18日

平成27年 8月分 平成27年10月20日

平成27年 9月分 平成27年11月20日  
平成27年10月分 平成27年12月21日  
平成27年11月分 平成28年 1月20日  
平成27年12月分 平成28年 2月22日  
平成28年 1月分 平成28年 3月22日  
平成28年 2月分 平成28年 4月20日

(イ) 居宅介護事業所に対する開設時からの支出日

平成27年 6月分 平成27年 8月20日  
平成27年 7月分 平成27年 9月18日  
平成27年 8月分 平成27年10月20日  
平成27年 9月分 平成27年11月20日  
平成27年10月分 平成27年12月21日  
平成27年11月分 平成28年 1月20日  
平成27年12月分 平成28年 2月22日

ウ 支出の事務委託

各事業所が請求した保険給付費の支払及び審査に関する事務は、介護保険法第176条に基づき、足立区と東京都国民健康保険団体連合会（以下、「国保連」という。）との委託契約「介護給付費等の審査支払及び保険者事務共同処理の事務に関する委託契約書」に基づき支出している。

エ 実地指導

訪問介護事業所に対する実地指導は、平成28年5月頃には実施されておらず、平成29年2月23日付、28足福介第3713号「実地指導の実施について（通知）」により事業所に通知され、平成29年3月16日に実施された。その際には、訪問介護計画書及びサービス提供記録を確認している。

オ 事業所の指定

(ア) 住まいる足立ケアステーションは、介護保険法第70条に基づき、平成27年6月1日付で訪問介護事業所として東京都に指定されており、その期間は平成27年6月1日から平成33年5月31日である。

(イ) 住まいる足立ケアサービスは、介護保険法第79条に基づき、平成27年6月1日付で、居宅介護事業所として東京都に指定されており、その期間は平成27年6月1日から平成33年5月31日である。しかしながら、同事業所は、平成28年1月20日付で、平成28年1月16日から平成29年1月15日までの1年間における休止届出書を東京都に提出しており、平成31年3月現在においても

休止中は継続されている。

なお、平成30年4月1日の介護保険法の改正により、指定権限は、東京都から足立区に移譲されている。

#### カ 生活扶助費の支出

生活扶助費は、生活保護法第31条第3項にて、生活扶助を行う場合の保護金品は、世帯主又はこれに準ずる者に対して交付すると規定されており、各事業所に支出していないことを確認した。

## 2 監査対象部局の説明

- (1) 措置請求書 1 請求の要旨 事案A (1)「株式会社住まいる足立が開設する住まいる足立ケアサービス(訪問介護)の事業所開設から平成28年2月までの保険事業費及び生活扶助費を足立区に対し返還させよ。」という点について

「保険事業費」は介護保険サービスの費用額から本人負担額を差し引いた「保険給付費」だと推測する。保険給付費の支払いは、介護保険法第41条第9項「市町村は、指定居宅サービス事業者から居宅介護サービス費の請求があったときは、第4項各号の厚生労働大臣が定める基準及び第74条第2項に規定する指定居宅サービスの事業の設備及び運営に関する基準に照らして審査した上、支払うものとする。」に基づいて、サービス事業者が請求した内容について市町村が審査した上で支払うこととなっている。足立区は介護保険法第41条第10項「市町村は、前項の規定による審査及び支払に関する事務を連合会に委託することができる。」及び介護保険法第176条「連合会は、国民健康保険法の規定による業務のほか、次に掲げる業務を行う。1 第41条第10項の規定により市町村から委託を受けて行う居宅介護サービス費、地域密着型介護サービス費、居宅介護サービス計画費、施設介護サービス費、特定入所者介護サービス費、介護予防サービス費、地域密着型介護予防サービス費、介護予防サービス計画費及び特定入所者介護予防サービス費の請求に関する審査及び支払」の規定に基づいて保険給付費の審査・支払に関する事務を連合会へ委託している。介護保険指定事業所等は、介護給付費請求書・明細書、給付管理票、居宅サービス計画費を、翌月10日まで(月遅れ可)に連合会に提出する。連合会では、介護保険指定事業所等からの請求について審査を行い、審査結果に問題が無ければ各市町村に介護給付費の払込請求を行うとともに、介護保険指定事業所等に支払を行う。その流れについては、連合会は、連合会の内部規定に基づき、サービス事業者からの請求内容とケアマネジャーからの給付管理表を突合し、論理チェックすることで審査を行っている。そこで相違がなければ適正な請求として取扱い、連合会

が市町村に対して払込み請求を行った上で市町村から各事業者への支払いを行っている。本件についても連合会における審査を経て支払いが行われているため、適正な請求であり、事業者から返還させることはできない。

また、生活保護法第12条に規定されている生活扶助は、生活保護法第7条に規定される要保護者、その扶養義務者又はその他の同居の親族の申請に基づき、保護の実施機関である足立福祉事務所において、生活保護法第24条による提出された資料等により保護の要否、程度等を決定する。請求のあった事業所を利用した生活保護受給者については、適切に保護の開始決定をしている。

また、生活扶助は、生活保護法第31条第3項に「居宅において生活扶助を行う場合の保護金品は、世帯単位に計算し、世帯主又はこれに準ずる者に対して交付するものとする。」と規定されていることから、直接本人に支給するものであり、事業者に返還させることはできない。

- (2) 措置請求書 1 請求の要旨 事案A (2) 「事業所が廃止又は取消を受けていない場合は、上記事業所のサービス費支給停止の仮処分を求める。」という点について

株式会社住まいる足立が開設している訪問介護事業所は、「住まいる足立ケアサービス」では該当は無く、「住まいる足立ケアステーション」だと推測する。「住まいる足立ケアステーション」について、東京都福祉保健財団事業者指定室に照会したところ、平成31年2月27日現在、指定状況に変更は無く、平成27年6月1日から6年間の指定期間は、有効となっている。前述 事案A (1) のとおり、連合会における審査を経て支払いが行われているため、適正な請求に基づく支払いであり、サービス費支給停止はできない。

- (3) 措置請求書 1 請求の要旨 事案B (3) 「株式会社住まいる足立が開設する住まいる足立ケアサービス(居宅介護支援)の事業所開設から全額の保険事業費及び生活扶助費を足立区に対し返還させよ。」という点について

先に述べたとおり、「保険事業費」は「保険給付費」だと推測する。事案A (1) の場合と同様に、保険給付費の支払いは、介護保険法第41条第9項に基づいて、サービス事業者が請求した内容について市町村が審査した上で支払うこととなっている。足立区は介護保険法第41条第10項「市町村は、前項の規定による審査及び支払に関する事務を連合会に委託することができる。」及び介護保険法第176条「連合会は、国民健康保険法の規定による業務のほか、次に掲げる業務を行う。

1 第41条第10項の規定により市町村から委託を受けて行う居宅介

護サービス費、地域密着型介護サービス費、居宅介護サービス計画費、施設介護サービス費、特定入所者介護サービス費、介護予防サービス費、地域密着型介護予防サービス費、介護予防サービス計画費及び特定入所者介護予防サービス費の請求に関する審査及び支払」の規定に基づいて保険給付費の審査・支払に関する事務を連合会へ委託している。本件についても連合会における審査を経て支払いが行われているため、適正な請求であり、事業者から返還させることはできない。

また、先に述べたとおり、生活扶助は直接本人に支給するものであり、事業者には返還させることはできない。

- (4) 措置請求書 1 請求の要旨 事案B (4)「事業所が廃止又は取消を受けていない場合は、上記事業所のサービス費支給停止の仮処分を求める。」という点について

居宅介護支援事業所「住まいる足立ケアサービス」は、平成27年6月1日付で、東京都から指定がなされ、書面上の問題はなく、指定されている。現段階では、指定取消処分に該当する根拠を足立区が確認していないため、取消等の処分をすることはできない。また、事案Bについても、前述(3)のとおり、適正な請求に基づく支払であり、サービス費支給停止はできない。また、当該居宅介護支援事業所は、休止届出書を提出し受理されており、平成28年1月16日の休止以降のサービス費支給がない。なお、居宅介護支援事業所の指定権限については、平成30年4月1日から、東京都から足立区に移譲となっている。

- (5) 措置請求書 2 請求理由 事案A (1)「平成28年5月ごろ、足立区は、実施指導により、事業所開設から平成28年2月まで訪問介護計画書及びサービス提供記録一切作成していないことを確認している。」という点について

「実施指導」は区が保険者として実施している「実地指導」だと考えるが平成28年5月ごろ、区が実地指導を実施した事実はない。従って、その時点で訪問介護計画書及びサービス提供記録の有無は確認していない。しかしながら、介護保険課では平成27年12月に担当ケアマネジャーに聞き取りを行い、訪問介護サービスが提供されていること及びケアマネジャーがその実績を把握したうえで給付費の請求を行なっていることを確認している。さらにその後、平成29年3月16日に行った実地指導において、訪問介護計画書及びサービス提供記録が存在していたことを確認しているため、平成28年2月の段階でも同書類は存在した蓋然性が高いものとする。

- (6) 措置請求書 2 請求理由 事案A (2)「開設から平成28年2月までの訪問介護費は、保険請求をする法律的原因はなく、不正請求にあたる。

当該事業所は、指定取消対象である。」という点について

開設から平成28年2月までの間に実地指導を実施していないため、不正請求の事実を確認していない。むしろ、1請求の要旨 事案A(1)で述べたように、連合会における審査を経て支払が行われているため、適正な請求であると認識している。従って、当該事業所は指定取消対象とは考えていない。なお、訪問介護事業所の指定は介護保険法第41条及び70条により都道府県知事が指定することとされており、同様に指定の取消に関しても介護保険法第77条により都道府県知事に権限がある。

- (7) 措置請求書 2 請求理由 事案B(1)「開設時の管理者は、開設予定もなく、また、勤務実態もないことから、虚偽申請により指定申請である。当該事業所は、指定取消対象である。」という点について

居宅介護支援事業所の指定は、介護保険法第79条により市町村長(特別区を含む)が条例(足立区指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例)に基づき、行うこととなっている(平成30年4月1日法改正。それ以前は、都道府県知事)。

前述のとおり、当該居宅介護支援事業所の指定権限は、指定申請書が提出された平成27年4月27日時点では、東京都が有しており、権限移譲により当時の書類は、足立区に引継ぎが行われている。そのため、再度、書類を確認した。指定申請に必要な書類は、介護保険法施行規則第132条に規定されており、引き継がれた書類には、管理者の経歴書、介護支援専門員証の写し等の管理者本人を証明するための書類やその他の必要書類が提出されており、平成27年6月1日付の事業所の指定は、介護保険法第79条に基づき適法に行われたと考える。

また、当時の勤務実態は把握できず、虚偽による指定申請であるかどうかは確認できないため、介護保険法第84条第1項第2号による指定取消し処分はできないと考える。なお、当該事業所は平成28年1月16日から休止中となっている。

- (8) 措置請求書 3. 一年要件「支出日については、知るよしもありません。」という点について

請求の要旨 事案A(1)にある訪問介護事業所の返還請求期間における最終の保険給付費は、平成28年4月20日に東京都国民健康保険団体連合会に支出しており、請求の要旨 事案B(3)にある居宅介護支援事業所の返還請求期間における最終の保険給付費は、平成28年2月22日に東京都国民健康保険団体連合会に支出している。

そして、監査請求人は、各支出がなされた後には、足立区情報公開条例第6条に基づく請求により、当該事業者に対する介護給付費等の支払がなされたことを証する文書の開示を受けて、当該行為を知ることができ

たとえられる。そうすると、監査請求人は、各支出がなされてから準備のための相当な期間を経過した後は、本件住民監査請求を行うことが可能であったと考える。

そして、監査請求人が問題とする各行為は、遅くとも平成28年4月20日までにはなされており、本件監査請求がなされたのは、平成31年2月12日である。したがって、本件監査請求は、地方自治法242条2項所定の期間を徒過してなされたものと考ええる。

### 3 判断理由

請求人の主張は、「第1 請求の受付」、「4 請求の内容」の「(1) 請求の要旨」のとおりであり、請求の内容は、「(2) 措置請求」のとおりと解される。

以下、このことについて判断する。

#### (1) 足立区が訪問介護事業所に支出した訪問介護事業所開設から平成28年2月までの保険事業費及び生活扶助費の返還を求める件について

請求人は、足立区が平成28年5月頃に訪問介護事業所に対して実地指導を行い、訪問介護計画書及びサービス記録を作成していないことを確認しており、そのため平成28年2月までの保険事業費及び生活扶助費を足立区に返還させよと主張している。

監査対象部局の説明によると、平成28年1月から6月の間に18件の事業所に対し実地指導を実施しているが、平成28年5月に訪問介護事業所に対し実地指導を行っていない。実際に訪問介護事業所に対し実地指導を実際に行ったのは、平成29年3月16日であることが判明したが、その際には、訪問介護計画書及びサービス提供記録を確認しており、本件に関わる業務中での必要関係書類として常態的に作成されている可能性が高い。よって本件保険給付費を足立区に返還する不当な事実は存在するとはいえない。

#### (2) 足立区が居宅介護事業所に支出した居宅介護事業所開設から全額の保険事業費及び生活扶助費の返還を求める件について

請求人は、居宅介護事業所の開設時の管理者は、開設予定もなく、また、勤務実態もないことから不正請求にあたるため、居宅介護事業所の開設から全額の保険事業費及び生活扶助費を足立区に返還させよと主張している。また、事実証明書として提出された「聞取り書」において、平成28年7月における本件事業所関係者からの聞き取り内容が記載されている。

「聞取り書」は、事実を証明するための事実証明書として提出されているが、請求人の記名捺印がなされているものの、請求人が聞き取った内容を自書しているのみであり、客観的証拠などからの事実は確認できない。よって不正請求であるとはいえない。

(3) 居宅介護事業所が廃止又は取消を受けていない場合は、居宅介護事業所のサービス費支給停止の仮処分を求める件について

請求人は、居宅介護事業所について、上記(2)による行為は指定取消対象であり、廃止又は取消を受けてない場合は、サービス費支給停止の仮処分を求めると主張している。

居宅介護事業所の指定は、第3監査の結果 1 事実関係の確認 (7) オ事業所の指定 (イ) で述べたとおり東京都に権限があり、平成27年6月1日付で審査の上受理され居宅介護事業所として指定されている。その後、居宅介護事業所は平成28年1月20日付で休止届を東京都に提出しており、同年1月16日から休止状態である。なお、平成30年4月1日の介護保険法の改正により、居宅介護事業所の指定権限は足立区に移譲されている。東京都に提出された指定申請書類及び休止届は足立区に引き継がれ、監査対象部局において点検した結果、指定時の申請内容に問題がない事が確認されている。

居宅介護事業所は、平成28年1月16日から休止中であるため、それ以降の当該居宅介護事業者に対する保険給付費の支出は存在しない。

上記(1)、(2)の生活扶助費の支出は、保護を受給する世帯単位に計算し、世帯主又はこれに準ずるものに対して交付されるため、訪問介護事業所及び居宅介護事業所に支出された事実はない。

上記(1)、(2)及び(3)の保険給付費の支出は、3監査の結果 1 事実関係の確認 (7) イ保険給付費の支出で述べたように、訪問介護事業所に対する保険給付費の返還請求期間にかかる最後の支出は、平成28年4月20日である。居宅介護事業所に対する保険給付費の最後の支出は、平成28年2月22日である。また、請求人から提出された「聞取り書」の聞き取り年月日は、平成28年7月頃と記載されている。

住民監査請求は、地方自治法第242条第2項により、公金の支出、財産の取得、管理若しくは処分、契約の締結若しくは履行若しくは債務その他の義務の負担の4種類の財務会計上の行為のあった日又は終わった日から1年を経過したときは、これを行うことができない。ただし、正当な理由があるときは、この限りでないと規定されている。請求人が返還を求める保険給付費の支出は、措置請求書が提出された平成31年2月12日時点において1年以上経過している。

最高裁平成14年9月12日判決民集第56巻7号481頁にある判

例では、地方自治法第242条第2項ただし書きにいう「正当な理由」の有無は、特段の事情がない限り、普通地方公共団体の住民が相当の注意力をもって調査したときに客観的にみて当該行為を知ることができたかどうか、また、当該行為を知ることができたと解される時から相当な期間内に監査請求をしたかどうかによって判断すべきものとしている。

そして、このことは、当該行為が秘密裡にされた場合に限らず、普通地方公共団体の住民が相当の注意力をもって調査を尽くしても客観的にみて監査請求をするに足りる程度に当該行為の存在又は内容を知ることができなかつた場合にも同様であると解すべきである。したがって、そのような場合には、上記正当な理由の有無は、特段の事情がない限り、普通地方公共団体の住民が相当の注意力を持って調査すれば客観的にみて上記の程度に当該行為の存在及び内容を知ることができたと解される時から相当な期間内に監査請求をしたかどうかによって判断すべきものとしている。

請求人は、「一年要件支出日については知るよしもありません。」と主張している。

しかしながら請求人は、足立区情報公開条例第6条（区政情報の開示を請求できるもの）及び足立区情報公開条例第7条（区政情報の開示の請求方法）に基づき、実施機関に対して開示請求書を提出し、本件事業所に対する保険給付費の支出がなされたことを証する文書の開示を受け、支出の事実を知ることが可能であった。監査対象部局においても情報開示請求により本件支出についての行為を知ることができたと主張している。また、事実証明書により、本件事業所関係者から聞き取りをした平成28年7月頃に当該行為の事実確認がなされていることから、監査請求をなしえなくなるまで相当の期間があったと認められる。

したがって、請求人において、法定の期間内に監査請求をなしえたというべきであり、この間において請求を妨げるような正当な理由は認められない。

よって、請求人の「第1請求の受付 4請求の内容 （2）措置請求」のア、ウ、エの主張については、本件審理に着手したが、地方自治法第242条第1項に基づく住民監査請求の要件を満たしていないものと判断し、却下とする。

(4) 訪問介護事業所が廃止又は取消を受けていない場合は、訪問介護事業所のサービス費支給停止の仮処分を求める件について

請求人は、訪問介護事業所について、上記（1）による行為は指定取消対象であり、事業所が廃止又は取消を受けていない場合は、サービス費支給停止の仮処分を求めると主張している。

訪問介護事業所の指定は、第3 監査の結果 1 事実関係の確認 (7) オ事業所の指定 (ア) で述べたとおり東京都に権限があり、審査の上受理され訪問介護事業所として指定されている。現時点において平成27年6月1日から6年間の指定は有効であり廃止又は取消の対象となっていない。

訪問介護事業所が保険給付費を請求する場合は、要介護者に介護サービスを提供し、足立区と委託契約をしている国保連に請求する。国保連では、第3 監査の結果 2 監査対象部局の説明 (1) で述べられたとおり、請求された内容の審査を行ったうえで、審査結果に問題がなければ各市町村に介護給付費の払込請求を行うとともに、介護保険指定事業者に支払っている。本件についても国保連における審査を経て支払いが行われており、不正な請求であるとは判断できないため、保険給付費支給停止を行う理由はない。

よって、請求人の「第1 請求の受付 4 請求の内容 (2) 措置請求」のイの主張については、理由がないため棄却とする。

## 措置請求書

足立区監査委員 あて

足立区長（委員会若しくは委員又は職員）に関する措置請求書の要旨

### 1 請求の要旨

#### 事案 A

（１）株式会社住まいる足立が開設する住まいる足立ケアサービス（訪問介護）の事業所開設から平成 28 年 2 月までの保険事業費及び生活扶助費を足立区に対し返還させよ。

（２）事業所が廃止又は取消を受けていない場合は、上記事業所のサービス費支給停止の仮処分を求める。

#### 事案 B

（３）株式会社住まいる足立が開設する住まいる足立ケアサービス（居宅介護支援）の事業所開設から全額の保険事業費及び生活扶助費を足立区に対し返還させよ。

（４）事業所が廃止又は取消を受けていない場合は、上記事業所のサービス費支給停止の仮処分を求める。

### 2 請求理由

#### 事案 A

(1)平成 28 年 5 月ごろ、足立区は、実施指導により、事業所開設から平成 28 年 2 月まで訪問介護計画書及びサービス提供記録一切作成していないことを確認している。

(2)開設から平成 28 年 2 月までの訪問介護費は、保険請求をする法律的原因はなく、不正請求にあたる。当該事業所は、指定取消対象である。

#### 事案 B

(1)開設時の管理者は、開設予定もなく、また、勤務実態もないことから、虚偽申請により指定申請である。当該事業所は、指定取消対象である。

3.一年要件 支出日については知るよしありません。

上記、地方自治法第 242 条第 1 項の規定により別紙事実証明を添え必要な措置を請求します。

平成 31 年 2 月 12 日

### 2 請求者

住 所

氏 名 区内在住者

(注) 措置請求書本文については原文のまま掲載し  
事実証明書は省略した。